

申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	計画調整局建築指導部建築確認課 (06-6208-9281)
処分課（担当）名	同上
処分の名称	2025年日本国際博覧会における仮設建築物の許可
概 要	2025年日本国際博覧会における仮設の建築物を建築する際に、特定行政庁が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認める場合については、建築基準法の一部の規定が緩和されます。
根拠法令等 及び条項	・建築基準法第85条第6項及び第7項 ・「2025年日本国際博覧会における建築基準法第85条第6項及び第7項の規定に基づく仮設建築物許可基準」 ・「2025年日本国際博覧会における建築基準法第85条第6項及び第7項の規定に基づく許可申請の手続要領」
審査基準	○許可対象となる建築物 ・2025年日本国際博覧会の会場内の仮設建築物 ○許可基準（抜粋） ・建築物の敷地は、空地等又は管理用通路に２メートル以上接すること。 ・建蔽率は10分の7以下とし、敷地周囲に空地を設けること。 ・法第20条第1項各号に掲げる建築物は、それぞれ当該各号に定める基準を準用し、安全性を確かめること。 ○添付図書（抜粋） ・許可申請書（仮設建築物等） ・委任状 ・許可を要する「理由書」 ・他の用途に転用しないことや許可期間が満了するまでに撤去することの「誓約書」 ・興行期間を含む仮設建築物の工事着手から撤去完了までの許可を要する期間を明記した工程表 ・会場全体配置図、配置図、各階平面図、立面図、断面図、敷地面積求積図、建築面積及び床面積求積図 上記記載のほか、「2025年日本国際博覧会における建築基準法第85条第6項及び第7項の規定に基づく仮設建築物許可基準」、「2025年日本国際博覧会における建築基準法第85条第6項及び第7項の規定に基づく許可申請の手続要領」を必ずご確認ください。
標準処理期間	45日
経由日数	なし
提出先	計画調整局 建築指導部 建築企画課
提出時期	随時
提出方法	建築確認課及び関係協議先と事前協議を行ったうえ、許可申請書及び添付図書（正副２通）を作成してください。建築確認課窓口で納付書を発行しますので指定金融機関等で手数料を納付し、建築企画課受付まで提出してください。
手数料	¥120,000（第6項）、¥160,000（第7項）
相談窓口	計画調整局 建築指導部 建築確認課
ホームページ	https://www.city.osaka.lg.jp/toshikeikaku/page/0000549781.html
備 考	・事前に建築確認課、関係協議先と協議を行ったうえ、申請を行ってください。